

全国被連協ニュース

NO. 93号

2020年10月6日発行

発行 全国クレサラ・生活再建問題
被害者連絡協議会
〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-5
マーキス梅田 301号
大阪いちょうの会内
TEL06-6361-0546 Fax06-6361-6339

みんなの智恵と工夫でコロナ災害乗り越え、 今こそ、被連協の役割を発揮しましょう 被連協会長 岡田 悟



全国のみなさん

出口の見えないコロナ災害の中、不自由な日常を送りつつ、暮らしを守る取り組みに奮闘されているみなさんに心より敬意を表します。

被連協はコロナ災害で「リアル」な会議等が開催できないため、ZOOMによる事務局会議を開催いたしました。この会議で明らかになったのは

① 各会では7月までは給付金・持続化給付金の申請の仕方について

の相談が多かったこと。また、共通項としてコロナ災害の余波を受けた生活保護申請相談、外出自粛によるギャンブル依存による多重債務拡大、新しい形のヤミ金拡大への取り組み強化を行うこと。

②また、コロナ災害で様々なリアルな会議が不可能な中、全国の各被害者の会がクレサラ対協、被連協をはじめとした諸会議・集会に参加できる ZOOM の環境作りを早急に行うこと。

③被連協運動の珠玉である自殺防止活動の柱、青木ヶ原樹海、高知/足摺岬・叶崎の自殺防止看板を守り、維持財政強化、広報拡大すること。

④銀行カードローンについて、引き続いての取り組みを行うこと。

⑤たいへんな環境の中ですが、様々な相談に応え、寄り添って、被連協の旗を守り、拡大していくこと。上記を確認いたしました。

みなさんの会にも様々な苦しみの方が寄せられているものと思います。

私たちの仲間は「智恵と工夫」で共同でコロナ災害を乗り越えるため、「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る緊急 ZOOM 学習会」を 5/10、7/11、8/1、9/5、10/3 開催し、9/20 には第40回クレサラ被害者交流集会プレ・オンライン集会を開催しました。今後も企画満載です。すべてのみなさんの今後のご参加を訴えたいと思います。

被連協と全国の各被害者の会には多重債務問題を解決する力、その背景にある大きく広がる貧困問題に立ち向かい、たたかっていく力があります。

被連協事務局は訴えます。コロナ災害をのりこえて

見せましょう!

被連協の底力を!



大分岐の時代(いま)-私たちが未来を作る

第40回クレサラ被害者交流集会 プレ・オンライン集会在開催されました



今年の第40回被害者交流集会是コロナ災害のため残念ながら来年実施となりました。

しかし、「来年まで、座して時を過ごすことはできない！（小久保哲郎実行委員長）」ということで、大きな視野・視点で世界を見ておられる齊藤幸平大阪市立大学准教授と、“地べた”を、このような相談活動を通じて社会の矛盾を痛感している私たちの仲間が意見をぶつけ合わせたら、どんな“化学反応”が起きるのか？私たち自身が、これからの活動のヒントをつかみたい。そして、この困難な状況を打破したい、今の社会を少しでも変えたいとの想いで、このオンライン集会在企画しました。

「私たちは何をなすべきか」

クレサラ対協木村達也代表幹事の開会アピール

本来なら今日の集会是数百人が集まって、たいへん盛り上がった集会にすべく大阪の現地実行委員会が準備を進めてくれていたのですが、コロナの影響により、集会を泣く泣く1年間延期にしました。しかし、せめて「プレのオンライン集会」をとがんばって開催いたしました。昨今の情勢は「一直線」に前に進むのではなく、逆行、ねじれ等、私たちの期待や夢をぶちこわす動きが目立ちます。そんな最中、コロナ災害が襲いかかり、社会生活が重大な危機に面しています。テレワークやネットの出来ない人たちは大きく取り残され、生きる縁も失いはじめています。私も高齢者、よくわかります。加えて政治の貧困と行政麻痺、国民生活はさらなる混乱と不安と悲劇、格差の一層の拡大に拍車がかかっています。そんな中、クレサラ対協を中心とした多くの方々が様々な相談活動、生活再建運動に身を挺し奮闘している姿、誇らしく嬉しく思います。しかし、手の届かない多くの方々が呻吟としています。本集会在「私たちは何をなすべきか」大きく踏み出す糧となるようにみんなで進んでいきましょう。



集会は4連休の中日にも関わらず160名以上の方に参加いただき、多方面の最前線の方々の織りなすハーモニーで大きな展望がもてるものとなりました。

来年、リアルで第40回被害者交流集会在大阪で開催されることを期したいと思います。現地実行委員会のみなさん、たいへんご苦勞様でした。そして、来年へ向けてよろしくお願いします。

集会を盛り上げたみなさん紹介

基調講演

●齊藤幸平さん・・・大阪市立大学准教授 ドイツチャー記念賞を史上最年少で受賞。「資本主義の終わりか、人間の終焉か?未来への大分岐」著者、最近「人新生の「資本論」」を発刊

パネルディスカッション

(コーディネーター)

●尾藤廣喜さん・・・京都弁護士会・生活保護問題対策全国会議代表幹事

(パネラー)

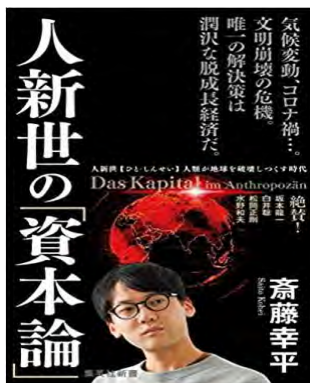
●生水裕美さん・・・滋賀県野洲市市民部次長・つながる社会保障サポートセンター理事
コロナ禍は一つの契機。繋がる大切さをふまえ、相談支援の在り方と今後を考える

●脇田滋さん・・・龍谷大学名誉教授・非正規労働者の権利実現全国会議代表理事
コロナ禍と労働・雇用 状況と運動の課題

●猪俣正さん・・・埼玉弁護士会・公正な税制を求める市民連絡会事務局長
相談の現場から 再び露呈した社会の脆弱性 コロナ禍を超え「人間の社会」へ

来年こそ大阪でリアル集会を!

全国の仲間、大阪であいましょう!



齊藤幸平さんの著書です。
あなたもどうぞですか。

人類の経済活動が地球を破壊する「人新世」=環境危機の時代。気候変動を放置すれば、この社会は野蛮状態に陥るだろう。それを阻止するためには資本主義の際限なき利潤追求を止めなければならないが、資本主義を捨てた文明に繁栄などありうるのか。いや、危機の解決策はある。ヒントは、著者が発掘した晩期マルクスの思想の中に眠っていた。世界的に注目を浴びる俊英が、豊かな未来社会への道筋を具体的に描きだす!



高知うるこの会便り

毎年行っている県内出張相談会をコロナ禍ですが、本年度も行っています。安芸市、嶺北、四万十市とあと4箇所を回る予定です。相談内容はギャンブル依存、クレプトマニアなど多岐にわたります。



がんばる岡田会長

被連協中国ブロック事務局会議を開催しました

中国ブロック便り

今年2月から久方ぶりの8月23日、標記の会議を福山で行いました。

呉、広島、尾道、福山の4つくしの会（倉敷は都合で欠席）、14名の参加で行われました。最初、中村中国ブロック長より被連協資料に基づいての説明。第39回被連協総会は中止で、来年、39回ということで開催すること、大阪で行われる予定でした第40回全国交流集会は来年へ仕切り直し、今年は9月20日にプレオンライン集会をおこなうということでした。広島弁護士会館に当日は集まって参加する予定。

次に「給与ファクタリング」について議論。ヤミ金と同じだがシステムがよくわからないと被連協ニュースを見ながら意見を出し合いました。広島つくしでは弁護士の方を講師に勉強会をひらき、少しずつ被害がでてきているとのこと。

また、中国ブロック集会は8月に尾道で開催予定でしたが中止、スポーツ大会も残念ながら中止。

各会の状況は以下のとおり。

呉つくしの会～今までの事務所を閉めて、中村さんの自宅の離れで事務所を設置する予定。災害に遭い、現在復旧中なので相談は携帯電話を通しておこなっているとの報告。

尾道つくしの会～事務所は設置していないが活動。中国ブロック行事にも積極参加したい。

広島つくしの会～毎月、勉強会を開催。定例会は食事をしながら行っている。なんでも相談会の開催を考えている。

福山つくしの会～「福山つくしの会に行けばなんとかなる」という口込みの紹介が多い。いろんなことを継続している、これは宝だ。（中村ブロック長の言葉）

そして、「他の会と交流してよかった」「昔のように心通じる会に」と奮闘を誓い合い、事務局会議を終了しました。

（福山つくしの会会報より）



大阪いちょうの会の

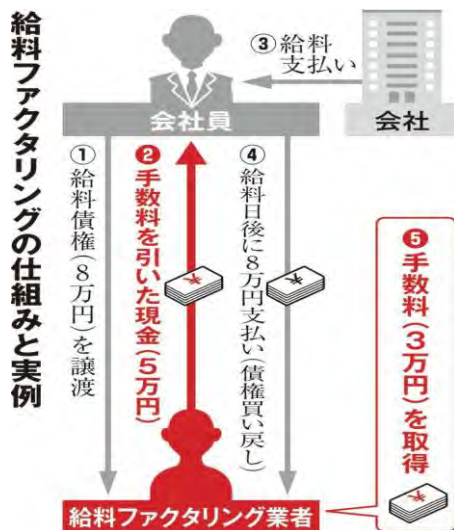
ギャンブル被害相談

コロナ禍の中、密を避けるためにZOOMを使った相談もやっています。また、ZOOM環境が整っていない相談者のためには電話相談、対面相談にも対応しています。

①ZOOM相談 ②電話相談 ③来所相談の3つの中から選択していただきます。

(事務所内にはビニールを貼っています)

私たちは給与ファクタリングを追い詰めた しかし 姿を変えた後払い・ツケ払い現金化サービスが横行



産経新聞より掲載

**給与の買取りをうたった
違法なヤミ金融にご注意ください!**

借金ではありません
ブラックOK
即日入金

「給与ファクタリング」などと称して、個人の貸金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、**貸金業に該当します***。
貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、**違法なヤミ金融業者**です。

<貸金業登録の有無は、金融庁WEBサイト(登録貸金業者情報検索サービス)から検索できます。>

- ～「給与ファクタリング」に関する被害事例～
- 年利換算で数百%にもなる利息の支払
 - 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
 - 高額な遅延損害金の請求

**あなたの生活が破綻するおそれがあります!
ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください**

「給与ファクタリング」などと称して、業として、個人（労働者）が使用者に対して有する貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うことは、貸金業に該当します（注）。貸金業登録を受けていないヤミ金融業者により、年率換算すると数百～千数百%になる手数料を支払わされたり

また、高額な手数料を支払ってしまうと、本来受け取る賃金よりも少ない金額の金銭しか受け取れなくなるため、経済的生活がかえって悪化し、生活が破綻するおそれがあります。（金融庁 HP より）

給与ファクタリングは訴訟をおこしてもほとんどの業者への送達の不送達、また警察により摘発がなされ、あっという間に壊滅の方向に向かうと思われま

姿を変えた後払い・ツケ払い現金化サービスが横行



領収書・経費ファクタリング

会社の支払いを立て替えた人がもつ領収書や経費の現金化で給与ファクタリングとほとんど変わりはない。

※参照➡チケット金融

チケット（高速回数券など）を代金後払いという形で販売し、チケットを指定した金券ショップなどに持ち込むことで現金化させる。業者は一週間後にチケットの販売金額を返済させる。現金化した受取金額と返済金額との差額を利息とみると法外な利息となる。



後払い・ツケ払いヤミ金

現金を手に入れたい利用者は、後払い・ツケ払いの業者から指定された商品や金券を後パラ位で購入。利用者はその商品や金券を別の店舗に販売して現金を得る。後日、利用者は後払いで購入した業者に手数料とともに購入代金を支払う。支払いは利用者の給料日がほとんど。

購入する際にかかる手数料は凡そ 20~30%、売却時に 10%程度の手数料

給与ファクタリング業者が姿、形を一変して登場している雰囲気です。早期の退場をみなさんと力あわせ勝ち取りましょう。倍返しだ!



日時 **10月10日(土) 10:00~22:00**

新型コロナウイルスの影響が全国に広がっています。弁護士、司法書士、社会福祉士、労働問題の専門家などが無料で相談にお答えします。お困りの方、お気軽にご相談を!

例えば、
 コロナを理由に雇止めにあった。
 売り上げが激減して、営業が続かない。
 家賃が払えず、追い出されな心配。
 収入がなくなり、生活保護を受けたい。
 補助制度を使いたいが、どうすれば。
 バイトを切られ学費を払えない。

0120-157930

主催「コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守るなんでも電話相談会」実行委員会
 ●小久保 智郎 (あかり法律事務所 ☎06-6363-3310) ●穂股 正 (埼玉総合法律事務所 ☎048-862-0355)

被連協ニュース93号をみなさんのもとへお届けいたします。コロナ災害はあらゆる予定を狂わせています。みなさんとの再会を楽しみにしていた被連協総会・被害者交流集会も延期でがっかりです。来年はぜひ、みなさんの元気な笑顔をと祈ります。しかし、コロナ災害はまったく来年、どうなるのか、出口がまったくみえません。やはり、ここは踏ん張って、みなさん ZOOM の環境設定をぜひやりましょう。本ニュースに ZOOM のダウンロード方法を入れます。ぜひ、参考にして下さい。おわかりになりにくい方は被連協へぜひ一報をお寄せ下さい。